

**JASDAQ**

平成 25 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 金丸 勲
(J A S D A Q ・ コード 8704)
問合せ先 取締役 新妻 正幸
(TEL 03-4330-4700 (代表))

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 27 日（月曜日）開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用並びに平成 25 年 6 月 25 日（火曜日）開催予定の当社第 14 回定時株主総会において「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、株式分割及び単元株制度の採用については、「定款の一部変更の件」が当社第 14 回定時株主総会において承認されることを条件としております。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、当社株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

| | |
|-----------------|--------------|
| 分割前の発行済株式総数 | 444,358 株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 43,991,442 株 |
| 分割後の発行済株式総数 | 44,435,800 株 |
| 分割後の発行可能株式総数 | 80,340,000 株 |

(3) 分割の日程

| | |
|--------|-----------------------|
| 基準日公告日 | 平成 25 年 9 月 13 日（金曜日） |
| 基準日 | 平成 25 年 9 月 30 日（月曜日） |
| 効力発生日 | 平成 25 年 10 月 1 日（火曜日） |

2. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日：平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

※ 本単元株制度の採用に伴い、平成 25 年 9 月 26 日（木曜日）をもって、取引所における売買単位は 1 株から 100 株に変更されることとなります。

3. 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成 19 年 11 月 27 日付）の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため株式分割を実施し、単元株制度の採用を行うものであります。なお、本件株式の分割の実施および単元株制度採用にともなう投資単位の実質的な変動はございません。
また、株式の分割につきましては、本総会で単元株制度の採用および発行可能株式総数の変更等の定款の一部変更が承認可決されることを条件として、平成 25 年 10 月 1 日をもって平成 25 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを、平成 25 年 5 月 27 日開催の取締役会において決議しております。
 - (a) 株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更するものであります。
 - (b) 単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条（単元株式数）を新設するものであります。
 - (c) 単元株制度の採用にともない、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 7 条（単元未満株主の売渡請求）及び第 8 条（単元未満株式の権利制限）を新設するものであります。
 - (d) 現行定款第 5 条の変更並びに第 6 条、第 7 条および第 8 条の新設の効力発生日を定めるため、附則第 1 条を新設するものであります。
- ② 「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、「商品取引所法」の名称が「商品先物取引法」に変更されたことに伴い文言の変更を行うものであります。
- ③ 株主総会参考書類その他株主総会招集通知に添付すべき書類に記載又は表示すべき事項の全部又は一部を電磁的方法により提供する項目を定めた第 12 条（電磁的方法による提供）について、より包括的な記載に改める変更を行うものであります。
- ④ その他、記載内容の統一、及び法令の改正にともなう名称の変更、記載内容の簡略化、及び条文の新設にともない必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| 第 2 条（目的） (1)～(9)（省略） (10) <u>商品取引所法</u> に規定する商品市場における取引、並びにその媒介、取次ぎ及び代理 (11)～(20)（省略） 2. ～ 3. （省略） 第 5 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>803,400</u> 株とする。 （新設） （新設） | 第 2 条（目的） (1)～(9)（現行どおり） (10) <u>商品先物取引法</u> に規定する商品市場（ <u>海外商品市場含む</u> ）における取引、並びにその媒介、取次ぎ及び代理 (11)～(20)（現行どおり） 2. ～ 3. （現行どおり） 第 5 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>80,340,000</u> 株とする。 <u>第 6 条（単元株式数）</u> 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 <u>第 7 条（単元未満株主の売渡請求）</u> 当社の株主の単元未満株式を有する株主は、その有する <u>単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</u> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(新設)</p> <p>第6条～第11条 (省略)</p> <p>第12条 (電磁的方法による提供)</p> <p><u>当社は、会社法施行規則第94条第1項の定めに基づき、株主総会参考書類に記載すべき事項の一部を、電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法施行規則第133条第3項の定めに基づき、事業報告に記載すべき事項の一部を、電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>3. <u>当社は、会社計算規則第161条第2項の定めに基づき、計算書類のうち個別注記表に記載すべき事項の一部または全部を、電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>第13条 (省略)</p> <p>第14条 (決議の方法) (省略)</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>第15条～第47条 (省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第8条 (単元未満株式の権利制限)</p> <p><u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>前条に定める請求をする権利</u></p> <p>第9条～第14条 (現行どおり)</p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>第17条 (決議の方法) (現行どおり)</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>第18条～第50条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (単元未満株式に関する経過措置)</p> <p><u>第5条の変更並びに第6条、第7条および第8条の新設の効力発生日は平成25年10月1日とする。</u></p> <p>2. <u>本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p> |

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月25日 (火曜日)

定款変更の効力発生日 平成25年6月25日 (火曜日)

※ 株式分割及び単元株制度の採用に関する第5条の変更及び第6条から第8条の新設については効力発生日を平成25年10月1日とします。

以 上